

土壌汚染の調査・対策に係る規定の経緯

	東京都	国
平成 6 年 11 月 11 日		重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針の策定 有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針の策定 (通知：環水管第 205 号、環水土第 207 号)
平成 6 年 12 月 28 日	汚染土壌処理基準 (6 環水計第 375 号) ・環境庁の 6 年指針に準拠 ・概況調査のサンプリング密度は概ね 1000m ² に 1 ヶ所 ・詳細調査のサンプリング密度は概ね 30m メッシュに区切った交点	【重金属等】Cd,CN,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Hg,Ar-Hg,PCB,Se (含有量参考値：Cd,Pb,As,Hg) ・概況調査のサンプリング密度は概ね 1000m ² に 1 ヶ所 ・概況調査のサンプリング方法は 5 地点混合 ・概況調査を省略し、詳細調査を実施することが可能 ・詳細調査のサンプリング密度は概ね 30m メッシュに区切った交点 ・詳細調査のサンプリング方法は表層、表層下 0.5m,1m,2m,3m,4m,5m の 7 層

豊洲用地東京ガス調査着手 (平成 10 年 7 月 ~)

平成 11 年 1 月 29 日		土壌・地下水汚染に係る調査対策指針・同運用基準の策定 (通知：環水企第 30 号、環水土第 12 号) ・汚染のおそれのある区域は 25m × 25 ~ 50m で調査 ・概況調査を省略し、詳細調査を実施することが可能
平成 13 年 9 月 28 日	東京都土壌汚染対策指針 (告示第 1182 号) ・環境庁の 11 年指針に準拠 ・詳細調査は最大密度で 25m のメッシュ	
平成 13 年 10 月 1 日	環境確保条例、土壌汚染対策関連規定の施行	
平成 14 年 5 月 29 日		土壌汚染対策法 (法律第 53 号)
平成 14 年 12 月 26 日		土壌汚染対策法施行規則 (省令第 29 号) ・概況調査では、汚染が存在するおそれに応じて区画を設定する。 汚染の存在するおそれがある土地は 10m メッシュ 汚染の存在するおそれが少ない土地は 30m メッシュ ・環境庁の 11 年指針に基づく調査は法の調査とみなす。
平成 15 年 2 月 14 日	東京都土壌汚染対策指針を改正 (告示第 150 号) ・土壌汚染対策法施行規則に合わせる ・既に旧指針に基づく調査に着手済みのものには新指針は適用しない。	
平成 15 年 2 月 15 日		土壌汚染対策法施行

対策方法については制度間での大きな変更はない。